

財政第 74 号
令和 8 年 10 月 2 日

各 部 局 長 様
教 育 部 長 様
警 察 本 部 長 様
企 業 局 長 様
がんセンター局長 様

財務部長

令和 9 年度当初予算編成要領（通知）

本県を取り巻く環境は、物価高騰の長期化、想定を超える自然災害への対応など、県民のくらしに直接関わる課題が浮き彫りになる一方で、A I をはじめとする技術の急速な進展により生活や働き方のあり方の変化が求められている。

また、策定した「2040 基本指針」が示すとおり、人口減少と人口構造が変化する中で、労働力不足に伴う経済規模の縮小、社会保障関係経費の増大、地域間人口格差の拡大などの課題への速やかな対応を求められている。

あわせて、国は「責任ある積極財政」の下、成長産業への投資、消費税の減税、就業者負担軽減支援金の導入などの施策を展開しつつある。

このような中で、本県の来年度当初予算編成にあたっては、県民の安心・安全の確保と県民生活の豊かさの更なる向上を目指し、未来への積極投資と財政の健全化を進める両利き予算の深化を図っていくこととする。

具体的には、①本県産業の持続的発展につなげるためのA Xの推進や未来への投資の充実、②県民の安全・安心を支える体制づくり、③官民連携の更なる展開による活力の向上、この3点を重点テーマとしつつ、しずおかウェルビーイングプランが目指す「幸福度日本一の静岡県」の実現に向けて施策を展開していくこととする。

政策の実現には、安定的な財政運営が必要であることから、L G X宣言の5つの視点の下、歳入の確保と歳出の見直しを行い、資金手当債の発行抑制など中期財政計画工程表に定めた目標の達成に注力することとする。

なお、国においては、「補正予算依存からの脱却」を目指し、新しい枠組みでの当初予算編成が行われる見込みであり、本県もこれに対応した予算編成としていくこととする。

各部局においては、こうした点を十分に理解した上で、地域及び関係団体等からの要望に真摯に耳を傾けるとともに、国の予算編成の動向にも十分留意した上で、部局調整案を取りまとめるよう通知する。

記

第1 令和9年度当初予算編成方針

1 基本方針

(1) しずおかウェルビーイングプランが目指す「幸福度日本一の静岡県」に向けた重点政策の推進

A X・未来への成長投資や、安全・安心を支える体制づくり、官民連携の更なる展開など、しずおかウェルビーイングプランが目指す「幸福度日本一の静岡県」に向けた重点政策を推進する。

【政策パッケージ推進枠】 20 億円（一般財源ベース）

- | | | | |
|----------|-------------------------|-----|----------------|
| ・政策分野指定型 | ┌───┐
├───┐
└───┐ | I | A X・未来への成長投資 |
| ・政策立案強化型 | | II | 安全・安心を支える体制づくり |
| ・企業提案型 | | III | 官民連携の更なる展開 |
| ・職員提案型 | | | |

(2) 財政健全化

将来を見据えた健全な行財政運営を実現するため、不断の見直しに取り組み、中期財政計画工程表の枠組みを堅持する。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ・資金手当債の発行抑制 | R 9 当初：30 億円（R 8 比：△20 億円） |
| ・県債残高の縮減 | R10 末残高：R 6 末比△300 億円以上 |
| ・令和10年度以降活用基金の確保 | 255 億円以上（R 9 当初予算編成後） |

(3) 国の「補正予算依存からの脱却」への対応

国の予算編成方針の転換に積極的に呼応し、近年は国に合わせて補正予算で対応していた事業についても、当初予算に計上することで計画的かつ効果的に実施する。

(4) 年度にとらわれない予算執行の仕組構築

工事等の発注の弾力化や、投資計画（地域未来戦略など）に見合う予算・財源の明示等により、県内の経済活動の活性化を図る。

2 財政収支の試算

(単位：億円)

区 分	工程表	試 算	差 引	(参考) R 8 当初
歳 入	13,901	13,975	74	13,856
資金手当債	30	30	0	50
歳 出	14,143	14,278	135	14,141
補正予算依存からの 脱却枠	—	40	40	—
収 支 差	△242	△303	△61	△285

〔試算の前提〕

- 国の「令和9年度地方財政収支の仮試算」を踏まえて試算

以下については未反映

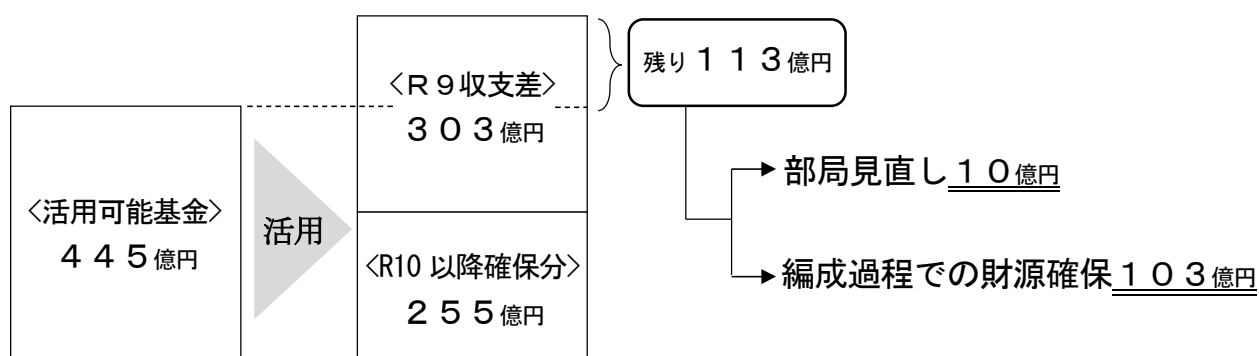
- ・ 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入
- ・ 補正予算依存からの脱却（投資的経費）

- 不断の見直し△50億円は歳入・歳出に反映

〔工程表との差〕

- 歳入 ・ 一般財源総額の増
- 歳出 ・ R 8 給与改定の影響による人件費の増
- ・ 金利上昇に伴う公債費（利子）の増
- ・ 労務単価上昇や物価高騰による委託料等の増

3 収支差解消に向けて



4 部局調整案の提出基準

区 分	提出基準
・ 政策パッケージ推進枠	次に示す上限額の範囲内（一般財源ベース） ・ 政策分野指定型 1 億円／部局 ・ 政策立案強化型 2 千万円／事業 ・ 企業提案型 同上 ・ 職員提案型 同上
・ 義務的経費 ・ 義務的経費に準ずる経費 ・ 税込関連法定経費 ・ 年次計画経費（債務負担）	試算値の範囲内 （特殊事情により試算値を超過する場合は、事前協議の上提出）
・ 政策的経費 ・ 年次計画経費（債務負担以外）	別に示す部局ごとの一般財源を上限とする
・ 補正予算依存からの脱却枠	各省庁の概算要求を踏まえた所要額 （上記区分の各事業の試算値を超過する部分）
・ 一般公共・直轄	別に示す提出基準による
・ 起債関連経費	別に示す県債及び一般財源の範囲内

5 留意点

令和 9 年度当初予算編成に際し、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入」や「補正予算依存からの脱却（投資的経費）」など、国の予算編成における取扱いが不確定な要素が多い。

今後の国の予算編成の動向、地方財政対策、経済・物価動向、本県の税収の状況等によっては、予算編成全体のフレームを見直す場合がある。

令和 9 年度財政収支試算

<試算の前提>

国が公表した「令和 9 年度地方財政収支の仮試算」、8 年度の概算経費等に基づき試算

(単位：億円)

区 分		9 年度			8 年度 当初予算
		工程表	8 年 10月試算	試算方法	
歳 出	義務的経費	6,987	7,010		6,904
	人件費	3,147	3,183	R8年間見込等により試算	3,154
	扶助費	1,686	1,700	〃	1,642
	公債費	2,023	2,025	〃	1,977
	災害復旧費	131	102	〃	131
	税収関連法定経費	2,839	2,805	地方財政収支等により試算	2,811
	投資的経費	1,782	1,716	<公共・直轄> ・R8年間見込等により試算 <単独> ・個別積算により試算	1,784
	公共・直轄	902	895		879
	単独	880	821		905
	その他の経費	2,565	2,687	R8年間見込等により試算	2,642
	政策パッケージ推進枠	20	20		-
	補正予算依存からの脱却枠	-	40	R7実績等により試算	-
	事業見直し額	△ 50	-	各項目に反映	-
	合 計 A	14,143	14,278		14,141
入 歳	県税	5,498	5,492	地方財政収支等により試算	5,420
	地方消費税清算金	2,318	2,277	〃	2,277
	利子割清算金	33	33	〃	33
	地方譲与税	860	849	〃	845
	地方交付税	2,012	2,208	〃	2,135
	地方特例交付金ほか	224	210	〃	211
	県債	927	882	歳出見合等で試算	890
	資金手当債	30	30	工程表同額	50
	国庫支出金ほか	2,029	2,024	歳出見合等で試算	2,045
	合 計 B	13,901	13,975		13,856
収 支 差 C=B-A		△ 242	△ 303		△ 285

※ 令和 9 年度人件費には退職手当基金積立金を含む

第2 提出に当たっての留意事項

I 歳入・歳出の不断の見直し

「静岡県庁L G X宣言」の視点に立ち、歳入・歳出の不断の見直しに取り組み、中期財政計画工程表の枠組みを堅持する。なお、見直しに当たっては、現場のニーズ等を十分に把握し、関係団体等とよく調整すること。

静岡県庁L G X宣言	見直しテーマ
経営感覚を持ち、将来世代に対して責任を負う	◎将来世代に対して責任を持った財政運営 ・ 定員適正化計画や県有施設の総量適正化の着実な推進 ・ 投資的経費のあるべき水準の設定 ・ 外郭団体の評価、方向性決定
税金を無駄にしない	◎県全体の事務事業について不断の見直し ・ 県単独補助金の見直し ・ 会計年度任用職員の集約化 ・ 公債費の見直し（発行年限の短期化等） ・ 決算乖離の是正、類似事業の統合 等
前例踏襲や役所の常識にとらわれず新しいことに挑戦する	◎未来への投資を推進するための新たな財源を確保 ・ 国庫獲得やネーミングライツの活用等の強化 ・ ふるさと納税やクラウドファンディングの獲得強化 ・ 指定管理施設の利用料金改定、受益者負担の適正化 ・ 基金運用方法の見直し
巧遅より拙速	◎A I活用による行政サービスの効率化 ・ 主要事務への導入を通じた行政の生産性向上
人を活かす	◎民間活力の活用 ・ コストのかけ方や実施手法の見直し ・ 官民連携手法の導入拡大（P F S、P F I等）

Ⅱ 年度にとらわれない予算執行の仕組構築

国の「令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」に呼応し、年度にとらわれない予算執行の仕組みを構築し、投資等を通じた県内経済の活性化を促す。

1 工事・システム構築等の発注の弾力化

月ごとの工事实施量の平準化や閑散期の契約発注による事業費の縮減など、予算年度にとらわれない適切なタイミングでの発注を加速化するため、債務負担行為の設定等を積極的に活用する。

2 投資計画に見合う予算・財源の明示

- ・地域未来戦略に沿った県の投資に対する事業者等の予見可能性を高め、県内外からの民間投資を大幅に増加させるため、「地域未来戦略実現フレーム」の静岡県版を策定、公表していく。
- ・「地域未来戦略実現フレーム」の静岡県版の策定に当たっては、国の施策に呼応して新設した地域未来基金等を活用し、複数年度にわたる予算規模を明記した上で、民間事業者による投資の吸引力を高めるため、複数年度に渡る大型プロジェクト等について、債務負担行為や継続費の設定を検討する。

(参考) 国の考え方

- ・国は「強く豊かな日本」投資枠を設定し、国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進することとしている。
- ・また、予見可能性の高い複数年度にわたる事業費及び予算規模を明記した「地域未来戦略実現フレーム」(仮称)を策定することとしている。

Ⅲ 歳入

歳入については、厳しい財源環境を勘案の上、より一層の増収努力を行うとともに、新規の財源確保についても積極的に検討すること。

特に、国庫支出金等の財源活用を改めて徹底すること。その上で、こうした財源が活用できない場合において、はじめて、県の一般財源を使うこととすること。

1 県税

県による徴収強化や市町と連携した個人住民税の税込確保対策に取り組み、県税収入率の向上と収入未済額の縮減を図ること。

また、経済状況や企業動向等を適切に反映し、国が公表する経済の見通しや地方財政計画と整合を図るなど、税込算定の精度を向上すること。

2 国庫支出金

- (1) 概算要求の内容や国庫補助金等の制度改正を確認し、活用可能な制度を洗い出した上で、その後の予算編成の動向を注視し、積極的に活用すること。特に、国の予算編成方針の転換に伴い、各省庁の概算要求が例年と異なる点に留意すること。

活用にあたっては、国の予算額や過去の内示状況等について十分に情報を収集し、過大な計上とならないよう的確な見積りに努めること。

各事業の国庫補助金の充当状況を確認し、例年2月補正で国庫補助金の増額補正を行っているものは、当初予算から充当すること。

- (2) 脱炭素やデジタル化関連など、複数の省庁に同種の制度が設けられている場合もあることから、幅広く情報を収集し、活用を図ること。
- (3) 地域未来交付金を積極的に活用すること。なお、同交付金の活用にあたっては、各タイプの取りまとめ課（企画課、デジタル戦略課、危機政策課）と調整した上で、新規申請事業・継続申請事業のいずれも同交付金を財源に充当して部局調整案を提出すること。

3 使用料及び手数料

- (1) 使用料及び手数料については、受益者負担の原則に立って常に見直しを行い、その適正化を図ること。対象となる事務については、所要経費の縮減を図ることにより、行革努力の県民への還元にも努めること。
- (2) 現在、使用料及び手数料を徴していない行政サービス（セミナー参加費、イベント出展料等）についても適正な負担を求めること。
- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等により標準額等が示されている手数料のうち、標準額と異なるものについては、適正化を図ること。また、その他の使用料及び手数料についても、対象、範囲、減免規定の見直しを行い、適正化を図ること。

4 財産収入

- (1) 土地、建物等の財産については、財産評価額の適正化を図り、維持管理費等を勘案した貸付料を徴収すること。
- (2) 土地、建物等の財産で、遊休化し、利用見込みのないものについては処分計画を策定し、進捗管理を徹底するなど、財産管理課とも連携して積極的に処理を進めること。
- (3) 処分の検討に当たっては、売り払いを原則とするが、民間等への貸付を含め、早期処分に向けて幅広く検討すること。
- (4) 各部局所管の出先庁舎等については、余裕床を活用した貸付を検討するなど、ファシリティマネジメントの考え方の下、未利用財産の利活用を進めること。

5 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、受益と負担の適正化の見地から改善に努めること。

特に、国所管公益法人等の団体への負担金のうち、法令義務のない負担金について、目的や費用対効果を検証し、廃止や減額等の見直しを行うこと。

6 寄附金

- (1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、企画課と調整し、積極的に活用すること。
- (2) 先進事例を参考に、クラウドファンディングを活用し、事業の趣旨に賛同する県民からの寄附を募るなど、これまで以上に積極的な寄附金の確保に努めること。

7 県債

県債については、事業の適債性を検討するとともに、対象、充当率等は、当面、令和8年度の同意等基準などによりの確に見積もること。なお、令和9年度の県債の活用については、地方財政対策の状況等を十分見極めながら検討するものとする。

（注）詳細については、別途指示する。

8 その他

- (1) 貸付金、家賃収入等の税外未収債権について、目標額を設定し徴収強化を図ること。
- (2) 「県有施設の稼ぐ施設への転換」を図り、県有施設等へのネーミングライツの導入、県有施設の民間への一時貸付け、自動販売機の設置者の公募、庁舎内への民間広告の掲出など、歳入確保に積極的に取り組むこと。

IV 歳出

歳出については、政策評価や決算状況等を踏まえ、既存事業を積極的に見直すこと。

1 数値目標及び事業終期の設定

新たに実施する事業については、数値目標を設定し、その上で、目標達成に向けた事業計画を作成し、必ず終期を設定すること。終期の設定がない事業については、原則3年で調整することに留意すること。

2 政策パッケージ推進枠

政策パッケージ推進枠は、一つの事業として明確に説明できる事業とすること。一体として政策効果を発揮する構成の事業を対象としていることから、部分的なメニュー新規や複数のメニュー事業の集合体は対象外であることに留意すること。

3 人件費

- (1) 人件費の積算は、令和8年10月1日現員を基にして、定員適正化計画を踏まえ、別途人事課が指示する定数の上限に基づき、現行制度で算定した年間所要額とする。

(注) 積算の細部については、別途指示する。

- (2) 退職手当の積算にあたっては、定年の段階的引き上げに伴い、1年おきに定年退職者が発生する点に十分留意すること（令和9年度末は、令和8年度末と異なり定年退職者が生じない）。また、早期退職者の把握に努め、適切に積算すること。

- (3) 業務の特性から、民間部門の技術や創意工夫など、その活力に委ねることが適切なものについては、アウトソーシングを積極的に推進すること。

4 国庫関連経費

- (1) 国庫補助事業についても県の負担を伴うことを考慮の上、効率的な事業の選択に努めるとともに、制度改正等の概算要求内容を十分確認し、その後の動向を的確に把握して、適切な見積りを行うこと。また、国の予算縮減率を上回って調整する場合もあるので、国への要望に当たっては、このことを踏まえた適切な対応を図ること。

なお、一般財源化されるものを除き、国が縮減、廃止した事業を県費で補完し、または、県単独で代替することは原則行わないものとする。

- (2) 国の補正予算依存からの脱却に対応する経費については、各省庁の概算要求等を基に該当事業を十分に確認した上で、所要額を「補正予算依存からの脱却枠」で要求すること。なお、当該経費が補正予算依存からの脱却分に該当するか概算要求等の資料で判然としない場合は、国に確認した上で該当する経費について要求すること。

- (3) 事業の選択に当たっては、既に実施している事業を含めて、本県への適合性、事業効果、費用負担について十分検討すること。

- (4) 全額国庫支出金の事業についても、事業ごとに人件費を含めた収支バランスを検討すること。

- (5) 超過負担を伴う事業については、国に対し、その解消を強く要請するとともに、事業の実施方法について創意工夫すること。
- (6) 国が概算要求において、補助単価の引下げ、補助対象の限定、縮小、上限の設定、廃止、補助総額の縮小等をしたものについては、概算要求に基づく制度で積算すること。
- (7) 令和8年度で終了する国基金事業については、原則として、国基金活用前の一般財源を基準に事業を再構築すること。又は基金に代わる国庫財源等の確保に努めること。

5 基金を財源とする事業

- (1) 基金充当事業の対象範囲の拡大や果実運用型基金の直接事業充当など、基金の有効活用について積極的に検討すること。
- (2) 長期間活用されていない基金については、設置の必要性を含めて検討すること。
- (3) 国基金事業については、その趣旨に鑑み、積極的な活用を図ること。

6 行政費

- (1) 行政費については、A Xによる事務処理システムの改革、オンライン化等を踏まえ、ペーパーレス化の更なる推進や、管理経費、旅費等の徹底した見直しを行い、経費の節減を図ること。
- (2) 委託事業については、委託内容も含め、費用対効果の検証を徹底するとともに、競争性、透明性、公平性の確保の視点による的確な見積りを徹底すること。
- (3) イベント・大会等については、費用対効果を改めて検証すること。他団体との共催等により、既に実施を決定している場合など、やむを得ず実施する場合は、オンライン化などへの実施方法の転換や、開催規模の縮小、配布物の見直し、参加者負担の導入など、開催実績・費用対効果等を踏まえた上で、徹底して実施方法を見直すこと。また、その必要性を十分に整理し、想定される効果を明確に示すこと。
- (4) 広報・啓発については、費用対効果を改めて検証し、啓発手法の見直しや閲覧回数が低いWebサイトの廃止等を進め、積極的な民間活用など効果的な手法への転換を進めること。実施したいと考えるテレビ・新聞の広告などの比較的高額な広報については、その必要性を十分に整理し、想定される効果を明確に示すこと。
- (5) 庁舎管理委託等の入札について、国の方針である「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現」に向けて、低入札価格調査制度や最低制限価格制度等を適切に運用するとともに、未導入の場合には制度導入すること。

7 県有施設の建築、修繕費等

県有施設のあり方検討や投資的経費の水準検討の結果に基づき、年次計画を適切に計上すること。

なお、年度にとらわれない予算執行の仕組構築の考え方に沿い、発注の時期については、建築企画課等と調整すること。

8 公共工事の生産性向上及び適切な積算

- (1) 公共工事における生産性向上に向け、引き続き、品質とコストの最適化を図ること。
- (2) 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成など、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ること。
- (3) 民間部門の創意工夫等により維持管理経費を含めた総経費の軽減が図られるものについては、PFIによる整備を検討すること。

9 事業見直し

定員適正化計画により令和10年度当初までに職員数を50人減少させることから、仕事量の増加を抑えるためには事業の廃止が必要であることを十分認識し、新規事業の人工に見合う事業の廃止又は仕事の効率化を実現すること。

(1) AXの推進

AI、RPA等の新たな技術の積極的な活用によって、経費の削減・業務の軽減等を進めること。

(2) 類似事業の統廃合

目的が類似する事業について統廃合を進め、事業本数を概ね10%削減すること。

(3) 補助金等の見直し

- ・目的・目標に対する貢献度が不十分な補助金の廃止、重複・類似している補助金の整理統合、市町向け付増補助金の見直し、事務負担に対する効果が小さい少額補助金の廃止・見直しなど、補助金のサンセット方式の徹底、見直しを図ること。
- ・特に県単独補助金については、事業の成果、地方分権や社会情勢の変化による国、県、市町、民間等の役割分担の観点から、適切な補助率や補助額を設定するとともに、補助対象者が補助金により収益を得た場合、県に対して収益の一部を納付する制度の導入の検討又は運用の徹底を図ること。

(4) 外郭団体への財政的関与の見直し

外郭団体への財政的関与は、行政経営課による見直し方針を踏まえ、外部の視点による不断の検証を行い、見直しを進めること。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づき、公営企業や第3セクター等も含めた健全化指標である将来負担比率を公表しており、引き続き、外郭団体の点検評価等を踏まえて、外郭団体の運営の健全性を確保するとともに、県からの補助金や委託料の見直しを図ること。

また、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号通知）で定める、経営健全化方針の策定の対象となった団体については、その健全性の確保に向けた見直しを進めること。

10 債務負担行為及び継続費

月ごとの工事实施量の平準化や閑散期の契約発注による事業費の縮減など、予算年度にとらわれない適切なタイミングでの発注を加速化するため、後年度の財政負担や年次計画を的確に見積もった上で、債務負担行為及び継続費を積極的に活用すること。

11 部局間における調整等

- (1) 次に該当する事業については、全庁的な施策の整合性、総合性を必要とするので、とりまとめ担当課等と十分調整を行った上で、部局調整案の提出を行うこと。

項目	担当課	項目	担当課
地域未来交付金関連事業 (地方未来推進型、地域産業構造転換インフラ整備推進型)	企画課	地域未来交付金関連事業 (デジタル実装型)	デジタル戦略課
地域未来交付金関連事業 (地域防災緊急整備型)	危機政策課	地方創生応援税制関連事業 (企業版ふるさと納税)	企画課
デジタル化関連事業	デジタル戦略課	情報システム関連事業	電子県庁課
地域外交関連事業	地域外交課	多文化共生関連事業	多文化共生課
県有施設維持補修関連事業 (中期維持保全計画関連事業)	行政経営課	工事等の発注時期	建築企画課 建築工事課
地震・津波対策アクション プログラム 2023 関連事業	危機政策課	脱炭素関連事業	環境政策課
地域未来戦略関連事業	産業政策課		

- (2) 各地域局からの提案を踏まえて、地域課題への的確な対応を図ること。

12 新たな市町負担を伴う事業等

法令の規定に基づく経費の負担区分が定められていない事業で、新たに市町の負担を伴う事業や負担が増加する事業については、部局内の立案段階及び予算編成作業の進捗に合わせ、市町行財政課及び各地域局等と十分な連携を図ること。

また、法令等の規定の有無にかかわらず、政令指定都市を含む市町に対して事前に十分な説明を行い、理解を得た上で提出すること。

13 その他

県議会決算特別委員会の意見や、定期監査において 3 E（経済性、効率性、有効性）の視点から意見のあった項目等について、改善に向けた検討を行い、予算編成に適切に反映させること。

V 特別会計及び企業会計

- 1 特別会計、企業会計についても、一般会計に準ずるものとする。
- 2 繰出基準については、従来の考え方にとらわれることなく、会計ごとの対象範囲や受益者負担について適切な見直しを行うこと。
- 3 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の公表が義務付けられ、全会計ベースでの中長期的な財政運営の健全性の確保が重要であることから、中長期収支計画を作成し、収支の改善に努めること。

第3 提出期限等

- 1 予算調書の提出期限
令和8年10月30日（金）
（人件費、特別会計、企業会計は別途指示する）
- 2 様式等
別紙様式のとおり
なお、記載要領に留意し、記載誤りのないよう注意すること。
- 3 予算編成日程（予定）
知事記者発表 令和9年2月8日（月）